

京都市訓令甲第 8 号
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 中央卸売市場第一市場長の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「条例」を「京都市中央卸売市場業務条例（次号から第 2 2 号までにおいて「条例」という。）」に改め、同号を同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 条例による卸売の業務の許可及び許可の取消し並びに卸売業者の事業の譲渡等の認可に関すること。

別表第 2 中央卸売市場第一市場長の項中第 1 0 号から第 1 2 号までを削り、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割」を「譲渡等」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割」を「譲渡等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(3) 条例第 5 条の 3 による純資産が不足する場合の措置に関すること。

別表第 2 中央卸売市場第一市場長の項第 1 3 号中「開設区域内」を「本市の区域内」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 1 4 号を削り、同項第 1 5 号中「使用条件の指定及び使用許可並びに指定又は許可」を「指定等及び指定等」に、「及び変更」を「又は変更」に改め、同号を同項第 1 2 号とし、同項第 1 6 号中「市場施設の」の右に「転貸若しくは他人による使用又は」を加え、「指定又は許可」を「指定等」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 1 7 号中「使用施設」を「市場施設」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 1 8 号を同項第 1 5 号とし、同項第 1 9 号中「第 7 4 条第 1 項」を「第 7 4 条の 2 第 1 項」に改め、同号を同項第 1 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(17) 条例第 7 5 条による改善措置命令に関すること。

別表第 2 中央卸売市場第一市場長の項中第 2 0 号を第 1 8 号とし、第 2 1 号から第 2 4 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項第 2 5 号中「免ずる」を「免じる」に改め、同号を同項第 2 3 号とし、同項第 2 6 号中「補助せり参加者」を「せり参加者」に改め、同号を同項第 2 4 号とし、同項第 2 7 号を同項第 2 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(26) 規則第 6 3 条ただし書による保証金の減額の決定に関すること。

別表第2中央卸売市場第一市場長の項第28号を削り、同項第29号中「第107条ただし書」を「第72条ただし書」に改め、同号を同項第27号とし、同項第30号を削り、同項第31号を同項第28号とする。

別表第2中央卸売市場第一市場管理課長の項第8号及び第9号を削り、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号中「第140条第14号」を「第103条第13号」に改め、同号を同項第9号とする。

別表第2中央卸売市場第一市場業務課長の項第1号を削り、同項第2号中「条例」を「京都市中央卸売市場業務条例（次号から第9号までにおいて「条例」という。）」に改め、「承認並びに」及び「及び承認」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「第56条」を「第57条」に改め、「掲示及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第57条の2」を「第59条」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号及び第13号を削り、同項第14号中「規則第48条第1項ただし書」を「京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下この項において「規則」という。）第36条第1項ただし書」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第15号を第11号とし、第16号から第18号までを削る。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項中第9号及び第10号を削り、第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 条例による卸売の業務の許可及び許可の取消し並びに卸売業者の事業の譲渡等の認可に関すること。

(4) 条例第5条の3による純資産が不足する場合の措置に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項第11号及び第12号を削り、同項第13号中「使用条件の指定及び使用許可並びに指定又は許可」を「指定等及び指定等」に、「及び変更」を「又は変更」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号中「市場施設の」の右に「転貸若しくは他人による使用又は」を加え、「指定又は許可」を「指定等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号中「使用施設」を「市場施設」に改め、同号を同項第13号とし、同項第16号を同項第14号とし、同項第17号中「第74条第1項」を「第74条の2第1項」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 条例第75条による改善措置命令に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項中第18号を第17号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同項第23号中「から第25号まで」を「及び第24号」に、「免ずる」を「免じる」に改め、同号を同項第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 規則第63条ただし書による保証金の減額の決定に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項第24号を削り、同項第25号中「第107条ただし書」を「第72条ただし書」に改め、同号を同項第24号とし、同項第26号を削り、同項第27号中「第30号」を「第29号」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第28号を第26号とし、第29号から第33号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第2中央卸売市場第二市場業務課長の項第1号中「第15号」を「第13号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「及び承認」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第56条」を「第57条」に改め、「掲示及び」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第57条の2」を「第59条」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同項第16号中「第26号」を「第18号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号及び第18号を削り、同項第19号中「第48条第1項ただし書」を「第36条第1項ただし書」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第20号を第16号とし、第21号及び第22号を削り、第23号を第17号とし、第24号及び第25号を削り、同項第26号中「第140条第14号」を「第103条第13号」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第27号を第19号とし、第28号を第20号とし、第29号を第21号とする。

附 則

この訓令は、令和2年6月21日から施行する。

(行財政局人事部人事課)